

4月1日、改正道路交通法が施行されました。

このうち自転車の青切符制度導入については、皆さんもご存じだと思います。

このメルマガにおいても何度か取り上げました。財団HPには関連動画※を掲載しています。

今回は、同時に施行された自転車に関連する改正として、クルマが自転車を追い越す時のルールの明確化をご紹介します。

自転車関連事故の4分の3は相手がクルマですので、大変影響の大きい改正になります。

まずクルマについては、自転車を追い越す場合に、「十分な間隔」を確保することが明文化されました。

その間隔は、交通状況により変わりますが、1m以上が目安とされています。

そして十分な間隔を確保できない場合、「間隔に応じた安全な速度」で進行しなければならないとされました。

安全な速度も交通状況により変わりますが、時速20～30kmが推奨されています。

一方、自転車側はどうなのでしょう。

自転車についても、クルマが追い越す際、安全に走行できることを前提に、できる限り道路の左端に寄って通行しなければならないことが明文化されています。

自転車の運転者が処罰されるケースもあり、「クルマの進路を妨害」「ふらつく」「急な車線変更」などの場合は、安全運転義務違反として青切符（場合によっては赤切符）の対象になる可能性があります。

クルマと自転車の事故は近年減少傾向ですが、それでも年間5万件も発生しています。

それを減らしていくためには、クルマと自転車双方の運転者が新たなルールを正しく理解し、遵守することが求められます。

※『16歳以上が対象！自転車の“青切符制度”とは』は下記からご覧いただけます。

<https://jaef.or.jp/6-kurumajuku/johokan/safety-topics/index.htm#ch06>

日本自動車教育振興財団 メルマガ事務局

---

【読者の皆さまへ】

私どもは、先生方や高校生の皆さんにより有益なご支援を提供してまいりたいと考えております。

つきましては、当財団の事業やご支援メニューについて、ご意見やご要望等をお寄せください（以下のいずれかの方法にてお願いします）。

1. 当メルマガに返信
2. SNSでのコメント、返信

ツイッター <https://twitter.com/jidousyakyouiku>

フェイスブック <https://www.facebook.com/jaef2019/>